

## 岡崎市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、岡崎市立中央図書館及び南部市民センター図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌のうち、特定の雑誌を法人その他の団体及び個人事業主から提供を受け、生涯学習の基盤として、市民の知的活動及び創造的文化活動の支援に寄与するとともに市民へのサービス向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 図書館に配架する雑誌に広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が広告を掲載する対価として、雑誌の購入費用を負担し、提供する雑誌を図書館に納入するものとする。

2 スポンサーは、図書館の雑誌リストから広告掲載場所を提供する雑誌を選定する。

3 岡崎市（以下「市」という。）がスポンサーに広告掲載場所を提供した雑誌の配架位置は、図書館が指定する。

4 市は、広告掲載場所を提供した雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架の扉にスポンサー名を、最新号カバー裏面に広告を掲載することができる。

(スポンサーの資格要件)

第4条 雑誌に広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体及び個人事業主とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けていないこと。

(3) 岡崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）第3条各号に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

(広告等の規格及び広告等の掲載位置)

第5条 提供雑誌の最新号カバー表面のスポンサー名の表示は、縦6cm、横13cm以内とする。ただし、スポンサー名の表示の規格及び添付位置は、雑誌の大きさ又は雑誌名の表示位置により調整することがある。提供雑誌最新号の前号（以下「前号」という。）のうち提供雑誌の最新号と同じく雑誌架に配架する前号カバー表面の表示も同様とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告の規格は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌の縦横の寸法未満とする。広告は、スポンサーが作成し

た片面印刷のものを使用する。前号のうち提供雑誌の最新号と同じく雑誌架に配架する前号カバー裏面の表示も同様とする。

3 雑誌架のスポンサー名の表示は、縦13cm、横18cm以内の大きさと雑誌架扉又は雑誌表面のサイズを超えない大きさとする。ただしスポンサー名の表示の規格及び掲載位置は、雑誌架の配架位置又は配架形体により調整することがある。

4 掲載することができる広告の内容は、岡崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び第4条並びに基準によるものとする。

（広告掲載の責務）

第6条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

（広告掲載期間）

第7条 広告掲載期間は、市が掲載を決定し、雑誌が提供された日から当該年度の3月末までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。年度の途中から申込みをした場合は、市が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月末までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。

2 期間満了の2ヶ月前までに、スポンサーから解約の申し出の無い場合は、広告の掲載期間は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（申込方法）

第8条 申込をする者は、次に示す書類を添付し、岡崎市社会文化部中央図書館（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(1) 岡崎市図書館雑誌スポンサー申込書兼誓約書(様式第1号)

(2) 広告図案

(3) 会社概要等（業種等のわかるもの）

2 募集期間内に同一の雑誌に複数の申込みがあったときは、抽選とする。

（スポンサー及び掲載する広告の選定方法）

第9条 中央図書館長は、要綱、基準及びこの要領に基づき、スポンサー及び広告掲載の可否を審査し、決定する。ただし、スポンサー及び広告内容に疑義が生じた場合は、岡崎市図書館雑誌スポンサー審査委員会（以下「審査会」という。）で審査し、決定する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は社会文化部長を、委員は中央図書館長、生涯学習課長、中央図書館副館長及び生涯学習課副課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、中央図書館長が、その職務を代行する。

（会議）

第10条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑誌の納入)

第11条 スポンサーは、図書館に提供する雑誌を岡崎市立図書館指定納入業者(以下「納入業者」という。)から購入し、図書館に提供雑誌を納入する。

2 前項の規定により納入業者から購入した雑誌の支払方法、精算手続、振込手数料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支払は、雑誌の提供開始から当該年度3月末までを提供開始時に一括払とする。
- (2) 発行回数又は雑誌価格の変動により支払金額に過不足が生じた場合は、年度末に精算する。
- (3) 振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(雑誌の返還等)

第12条 提供を受けた雑誌は、返還しない。ただし、岡崎市立図書館条例(昭和39年岡崎市条例第29号)第5条第4号の規定により図書館が休館した場合であって、スポンサーの責めに帰さない事由によりスポンサーから提供された雑誌を利用者に閲覧させられない場合において、図書館はスポンサーが購入に要した金額で当該雑誌を買取することができる。

(広告内容の変更及び広告掲載の取下げ)

第13条 第9条第1項の規定により決定を受けたスポンサーは、広告に関する変更があるときは、岡崎市図書館雑誌スポンサー広告内容変更届(様式第3号)及び変更する広告図案を事務局に提出し、市と協議を行う。

2 広告掲載を取り下げるときは、岡崎市図書館雑誌スポンサー広告掲載取下届(様式第4号)を事務局に提出する。

(広告掲載の振替)

第14条 スポンサーが広告を掲載している雑誌が休・廃刊した場合は、事務局と協議の上、別の雑誌に広告の掲載を振り替えることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 中央図書館長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 提供されるべき雑誌の納入がないとき。
- (2) 第4条の規定に抵触することとなったとき。

(雑誌の所有権)

第16条 提供雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めのない事項は、市とスポンサーが協議して定める。

2 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。